

成蹊大学における公的研究費の管理・監査体制について

成蹊大学では、文部科学省から平成19年2月15日付(18文科科第829号)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について」の通知を受け、次のように、管理・監査の実施基準を定めています。

I. 機関内の責任体制の明確化

成蹊大学における公的研究費(文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の資金)の管理運営を適正に行うために次のように責任体系を明確化しています。

- ・最高管理責任者は、大学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者とし、学長としました。
- ・研究統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、副学長としました。
- ・部局責任者は、学部等各部局における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者とし、学部長等としました。

II. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

科学研究費補助金の使用ルール等に関して、研究者向けに学内で説明会を行っています。また、今後、一層の使用ルール等の周知・徹底を図ることとし、事務処理手続き等に関する大学内外からの相談を受け付ける窓口を企画運営部研究助成課と定めています。

III. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施をする者を研究統括管理責任者と定めています。

IV. 研究費の適正な運営・管理活動

公的研究費の使用に際しては、次のように取り扱っています。

- ・物品の発注及び検収について、備品(1件又は1組の取得価額が10万円以上で、かつ、耐用年数が一年以上のもの)を管財課から発注することに加えて、用品(耐用年数が一年以上で、かつ、1個又は一組の価額が3万円以上10万円未満のもの)及び10万円以上の消耗品を研究助成課から発注しています。
- ・上記の物品は、すべて研究助成課で検収することとしています。また、10万円未満の消耗品については、研究助成課が抜き打ちで検収を行うこととしています。
- ・研究者の出張については実行状況を確認するため、公的研究費の使用の有無に限らず研究者は報告書の提出をすることとしています。また、海外出張については、航空券の半券の提出をすることとしています。
- ・不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めました。

V. 情報の伝達を確保する体制の確立

公的研究費に係る事務処理手続きに関し、機関内外からの相談を受け付ける窓口を企画運営部研究助成課としています。

相談窓口：成蹊大学企画運営部研究助成課
〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1
電話番号 0422-37-3705
ファックス 0422-37-3871
E-mail kenkyujosei@jim.seikei.ac.jp

公的研究費の研究活動等の不正行為に適切に対応できるようにするための機関内外からの通報窓口を企画運営部企画運営課としています。

通報窓口：成蹊大学企画運営部企画運営課
〒180-8633 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1
電話番号 0422-37-3531
ファックス 0422-37-3883
E-mail kikaku@jim.seikei.ac.jp

VI. モニタリングの在り方

モニタリングについては、今後、研究統括管理責任者を中心として大学全体の視点から実施することといたします。

内部監査については、内部監査室の協力を得て、大学全体の視点から年に一度監査を実施しています。